

市長提案説明

平成24年第1回定例会の開会に当たり、ただいま上程されました各案件について提案理由の説明を申し上げるに先立ち、新年度に向けた市政執行の所信の一端と主要施策の概要を申し上げ、議員及び市民の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思います。

私が市長に就任して以来、既に9か月の時が流れました。瞬く間に過ぎたこの日々の中で、市役所の各職場はもとより、市民の皆さんが日常利用する公共施設などをこまめにまわるなど、私自身自ら現場に赴き、市政の課題を肌で感じました。小樽市長として、この歴史のある13万都市のかじ取り役の責任がいかに重いものであるかを強く感じ入ったところであります。

私の就任後、第2回定例会におきまして、「市民の皆さんと行政が協働し、市民力を生かした『活力あるおたる』の創造を目指し、市政運営やまちづくりを進めていく」との決意を申し上げました。新年度に臨む今、この大きな目標をより強く意識し、私の第2のふるさととも言える、愛するこのまち「小樽」の発展のために、民間での経験を生かし、現場主義、実践主義を貫く思いを新たにしたいところであります。

さて、昨年3月に発生し、未曾有の大災害となった「東日本大震災」は、自然の持つ破壊力のすさまじさを、日本はもとより世界の人々の脳裏に焼きつけました。ここに、被災地の1日も早い復興と、今年こそは、平穏な年であることを強く願うものであります。

こうした中、国内景気は、海外経済の減速や円高の影響で国内企業の輸出、生産が頭打ちとなっており、1月16日に日本銀行が公表した地域経済報告を見ますと、北海道は「持ち直しの動きが一服し、横ばい圏内で推移している」とされるなど、総じて足踏み感を強めているように思われます。

ただ、先に報道がなされておりましたが、本道におきましても、百貨店をはじ

め初売りの盛況ぶりなどを見ますと、厳しい出来事が多かった昨年から消費者に「心機一転」気分が芽生えているようであり、このような消費行動の変化が、幅広い業種の売上げを押し上げて、震災からの復興につながってほしいと考えているところでもあります。

去る1月24日、第180回通常国会が開会いたしました。今、国政は、重大な局面を迎えております。それは、一刻の猶予も許されない震災復興関連対策のほか、「社会保障と税の一体改革」など、莫大な財源を要する諸々の課題に、政府がどのような処方せんを示し、どのように国民の理解を得ていくのか、正念場を迎えている訳であります。いうまでもなく、地方自治体の財政や行政運営にも極めて大きな影響を及ぼすものでありますことから、十分議論を尽くした上で、最善の政策方針の決定を強く望むものであります。

本市におきましても、多くの難しい行政課題を抱えておりますことから、市民の誰もが将来に明るい希望を持てるよう、先見性とスピード感を持って、着実な市政運営を進めていかなければなりません。このため、まずは、次の二つの政策分野について、重点的な展開を図ってまいります。

一つ目としましては、「防災対策」であります。

東日本大震災の発生は、災害への備えと危機管理の大切さを再認識させられる出来事となりました。市民の皆さんが安全に安心して暮らせるよう、地震・津波対策や風水害対策の充実を図ることが、最優先の課題であるものと認識し、防災体制の強化に取り組んでまいります。

震災発生を教訓とし、昨年「津波ハザードマップ」の策定に取り組んでまいりましたが、3月下旬から、このマップを避難が必要な沿岸地域の世帯に配布いたします。

なお、今回のマップは、現行の津波浸水予測図に基づいて作成するものでありますので、北海道から新たな予測図が示された後には、マップの内容を改訂し、改めて全世帯に配布する予定であります。併せて、地域の自主防災組織の育成など、市民と一体となった体制づくりを進めるほか、津波避難計画を盛り込んだ地

域防災計画を見直すなど、防災対策に万全を期してまいります。

一方、この度の震災における被災地での対応状況などから、避難所の在り方が問われております。そのため、本市におきましても、全市的に避難所の機能強化を進めるため、必要な備蓄用品を計画的に配備するほか、災害対策本部となる市役所と各避難所間の円滑な通信手段を確保していくため、「防災行政デジタル無線」について、来年度の早い時期に整備を終え、緊急時の情報連絡体制を確保してまいります。

さらに、火災や災害に迅速かつ的確に対応するため、高機能消防指令センターや消防救急無線のデジタル化を進めることにより、通信連絡網の安定的な確保を図ってまいります。

また、災害に強いまちづくりの面からは、市立病院の統合・新築、小中学校校舎の耐震補強のほか、上下水道施設の耐震化などを進めていくとともに、大雨による河川のはん濫、浸水被害を未然に防止するため、銭函地区の河川防災事業などにも取り組んでまいります。

二つ目としましては、地域経済の活性化に向けた「経済・雇用対策」であります。

人口減少、少子高齢化が進行する中、本市経済は低迷を続けており、本年に入ってから、建設業の破産、水産加工会社の民事再生法適用申請などが相次ぐなど、これまで、経済をけん引してきた多くの中小企業にとって厳しい経営環境が続いております。

都市に活力とにぎわいを生み、生活を支え、街を明るく、魅力あふれるものとしていくためには、このような状況を乗り越え、地域経済を活性化させることが不可欠であり、今の小樽にとって最も重要なことであると認識しているところであります。

まず、観光につきましては、震災の影響があった昨年を除き、増加傾向にある外国人観光客に対する更なる「おもてなし」と誘客を目指します。

市内に3か所ある観光案内所のうち、運河プラザの観光案内所を英語、中国語、

韓国語の三か国語に対応可能な「国際インフォメーションセンター」として整備し、外国人観光客の利便性向上を図ります。さらに、日本政府観光局の「ビジットジャパン案内所」としての登録も視野に入れながら、外国人観光客に、よりきめ細かなサービスを提供するとともに、観光情報発信やニーズ把握の拠点としての機能強化を進めていきます。

また、ニセコ地区と共同で中国からの旅行会社やマスコミを招へいし、スポーツ観光フォーラムを開催するなどし、国内観光客を含め小樽の好感度や知名度のアップにつなげてまいります。

昨年、小樽港は、伏木富山港、舞鶴港とともに「外航クルーズ機能に係る日本海側拠点港」に選定されました。今後は、3港で「環日本海クルーズ推進協議会」を設立し、連携してクルーズ客船の寄港促進に向けた誘致活動を推進してまいります。また、ハード面では、大型クルーズ客船への当面の対応を含め、老朽化が進んでいる勝納ふ頭の岸壁改良工事などを進めます。

また、本市の経済を支える中小企業の振興としましては、地場産品のブランド力を高めるため、消費者ニーズなどの情報収集、既存商品の検証とブラッシュアップ、さらには、新たな商品開発や販路開拓までの一連のステップを専門家が総合的にサポートしていく、「小樽ブランド力推進事業」を立ち上げます。また、本市の大切な地域資源である「小樽ガラス」について、市内への一層の浸透を目指し、小学生の卒業記念としてガラス製品製作体験といった事業も実施してまいります。

一方、東アジア圏に販路開拓を進める企業に対しましては、通関手続費用への助成のほか、海外見本市への出展などの取組に引き続き支援してまいります。

企業誘致につきましては、私自身が首都圏に赴き、新たな事業展開を検討する企業などを対象に「企業立地トップセミナー」を開催いたします。

雇用対策としましては、昨年に引き続き、「重点分野雇用創造事業」や「市独自の雇用対策事業」の実施により、新たに100名程度の雇用を創出するほか、高等学校の1、2年生を対象に市内企業への就職促進を図るため、就職活動の実践力向上を目指す、「高校生就職スキルアップ支援事業」を実施してまいります。

最後に、昨年、議員提案により条例化された「住宅リフォーム助成事業」につきましては、安全・安心で快適な住環境の整備を目指し、住宅の改修、環境負荷の低減や省エネルギー化を進めるとともに、市内産業の活性化を図ってまいります。

次に、平成24年度予算編成に当たっての基本的な考え方を説明申し上げます。

本市の財政は引き続き厳しい状況にありますことから、「選択と集中」の視点に立って、事業の厳選に引き続き取り組むこととし、最優先課題であります財政の健全化を念頭において、予算を編成したところであります。この間、歳入の確保や経費の節減を基本とし、庁内におきまして徹底的に議論を重ねたところであります。

財政構造の面から申し上げますと、本市の一般会計は、平成22年度決算におきまして、累積赤字は解消したものの、一方では、基金や他会計などからの借入残高が年々増加しており、赤字体質であることには変わりはありません。そのため、一步踏み込んだ次のステップとして、他会計などからの借入に依存した財政構造を改めていかなければ、今後も、市民サービスの向上や新たな財政需要への十分な対応ができない状況が続くこととなります。このような財政構造から1日も早く脱却するため、平成24年度当初予算におきましては、他会計からの新たな借入れは行わずに予算編成を行うこととしたところであります。

しかしながら、景気の低迷や固定資産税の評価替えなどにより、市税収入が大幅に落ち込む中であって、「子どものための手当て経費」では、国と地方の負担割合の見直しや特例交付金の廃止により、市の負担が増加したほか、医療費など社会保障関係費の自然増もあって、一般会計全体としましては、平成23年度から大幅な収支改善には至らなかったところであります。

その結果、約8億円の財源不足が生じる状況となり、財政調整基金の活用だけでは、財源不足の解消が図られなかったことから、やむを得ず、予算執行が冬場となる除雪費に係る1億5千万円の計上を留保することで、収支の均衡を図ったところであります。

なお、この計上を留保した除雪費につきましては、今後、一定程度発生が見込まれる前年度繰越金や予算執行段階で生じる入札差金などによって財源を捻出するなどし、対応してまいりたいと考えております。

次に新年度から実施してまいります、主な施策・事業の概要について、「第6次小樽市総合計画」の「5つのまちづくりのテーマ」の体系に沿って、説明申し上げます。

まず、5つのテーマの1点目、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち『生涯学習』」の分野についてであります。

小樽市の未来を担う子供たちが健やかに育っていくとともに、自ら学び、自ら考え行動する力など、確かな学力の向上に向けた取組を促進いたします。また、市民誰もが、文化・芸術などに親しみ、豊かで潤いに満ちた市民生活を送ることができるよう努めてまいります。

なお、教育行政全体の執行方針につきましては、後ほど、教育長から説明いたしますので、予算面から主なものに絞って申し上げます。

学校教育では、中学校教職員用にパソコンを集中配備するほか、学校情報ネットワーク環境の計画的な整備を進めてまいります。

大型事業としましては、学校再編の着実な推進と併せた、小中学校の耐震化に引き続き取り組むとともに、新学校給食共同調理場について、平成25年度の供用開始を目指し、今年度中に実施設計を終え、新年度から建設工事に着手してまいります。

社会教育では、放課後児童クラブのうち、これまで小学校4年生までの受入れとしていた、特別支援学級に在籍する児童などについて、新年度から体制の整備を図る中で、新たに6年生まで受入れを延長いたします。

また、近年、観光関連施設としても重要度が高まっている美術館や、旧日本郵船小樽支店の老朽箇所、総合博物館の鉄道施設の改修も手がけてまいります。

2点目は、「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち『市民福祉』」の分野についてであります。

少子高齢化が進む中で、市民の皆さんがいきいきと充実した生活を送り、末長く本市で暮らしていけるよう、高齢者の方々などをまち全体で支える体制づくりや、安心して子供を産み育てることのできる環境整備などを進めてまいります。

地域福祉としましては、平成22年度に小樽市社会福祉協議会が開設した「小樽・北しりべし成年後見センター」の相談件数が年々増加していることから、こうしたニーズにきめ細やかに対応していくため、担当職員を増員するなど、体制強化に向けた取組を支援いたします。

障害者福祉におきましては、抜本的な制度の見直しまでの当面の措置として、平成22年12月に、いわゆる「つなぎ法」が公布されたことから、本市におきましても、これまで所要の対応を行ってまいりました。本年4月1日からは、さらに相談支援の充実が図られることなどに伴い、体制強化等の関連する経費を計上いたしました。

また、障害者自立支援法や介護保険法では対象とならない難病を持つ方々に、車椅子などの用具を給付する事業も、新規施策として実施してまいります。

子育て支援としましては、子ども手当が「子どものための手当」として支給対象などが変更となることに伴い、所要額を計上したほか、昨年、新たにスタートした「ファミリーサポートセンター事業」を引き続き推進していくこととし、子育て中の方々のニーズに応えてまいります。

また、「奥沢保育所」につきましては、昭和47年に建設され、老朽化が著しいことから、平成26年度の供用開始を目指し、実施設計や測量調査を実施してまいります。

保健衛生の関連施策としましては、市民の皆さんの健康を守っていくため、法定接種種が検討されている子宮頸がん等のワクチンについて、更に来年度末まで延長し実施してまいります。

地域医療の面からは、新夜間急病センターの移転改築に併せ、救急医療についての認識を深めていただくため、市民向けセミナーなどを開催してまいります。

また、北後志圏における周産期医療体制の維持・継続を図るため、関係医療機

関に対し、引き続き財政支援を行い、地域医療の確保と併せて、安心して子供を産み育てる環境づくりを進めてまいります。

次は、3点目、「安全で快適な住みよいまち『生活基盤』」の分野についてであります。

市民生活に欠くことのできない、上下水道、道路・交通網などの社会資本整備、公営住宅、消防・防災設備などにつきましては、老朽化した施設の更新や適正な維持管理などにより、市民サービスの向上に努めてまいります。

全道でもいち早く供用が開始され、普及率の高い上下水道につきましては、老朽化が進んでいることから、耐震化と併せて、配水管や終末処理場など関連施設の計画的な整備を進めます。

また、市内135の橋りょうについて、修繕・架け替えなどの対応策を検討し、必要な維持管理を実施していくため、2か年で「長寿命化修繕計画」を策定いたします。

市営住宅につきましては、引き続きオタモイ住宅4号棟の本体工事を行うとともに、北海道から譲渡される予定の道営住宅若竹団地1号棟の耐震補強及び改修工事に着手するほか、老朽化した市営住宅の改修等を行います。

市街地整備としましては、観光客の回遊性の向上のほか、市民の憩いの場の創出を目指し、平成22年度から着手している「旧国鉄手宮線整備事業」について、平成24年度は、用地買収や実施設計に係る経費を計上し、整備を進めてまいります。

北海道新幹線の札幌延伸につきましては、政府与党が、昨年12月26日、早ければ本年度中にその他未着工の2区間を含め、同時着工する方針を確認いたしました。未着工区間が整備されれば、東京・札幌間の鉄道の移動時間が大幅に短縮されることから、観光客の増加を含め、大きな経済効果が生まれると考えられます。

今後は、並行在来線経営分離後の課題など地域交通の在り方について、しっかりと議論していくことはもとより、地域活性化の切り札とすべく、北海道をはじ



め関係する市町村と連携を密にしながら、1年でも早い札幌延伸の実現を目指してまいります。

次に、4点目、「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち『産業振興』」についてであります。

厳しい経済状況が続く中、地域の活性化に向け、「経済・雇用対策」として観光や中小企業の振興に取り組んでいくほか、港湾の整備、水産業や商店街の振興などについても、積極的な施策展開を図ってまいります。

小樽港につきましては、近年の港湾を取り巻く環境の変化や取扱貨物などの動向を踏まえ、今後の港湾空間の活用方法や港湾整備の在り方などについて、検討していく必要があります。このため、クルーズ客船誘致の取組と併せ、平成27年度を目途に港湾計画の改訂を進めていくこととし、まず、第3号ふ頭及び周辺の再開発計画の作成に向け必要な経費を計上いたしました。

水産業につきましては、若手漁業後継者の育成が進む忍路漁港地区におきまして、漁港整備や藻場造成事業を実施し、漁業就業環境の改善を図ってまいります。また、塩谷地区の水質保全や良質な漁業環境の改善を目的とした、「水産環境整備事業」も引き続き実施してまいります。

本市の商店街は、人口減少や消費の多様化などにより、大変厳しい状況にあります。このため、中心商店街の活性化に向けた取組を支援する「にぎわう商店街づくり支援事業」と、市内の各市場や周辺商店街などが実施する販売促進やイベント事業などを支援する「商店街活性化支援事業」、さらには、「空き店舗対策支援事業」などにより、商店街の振興に取り組んでまいります。

まちづくりのテーマの最後、5点目は、「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち『環境保全』」についてであります。

長い海岸線や起伏に富んだ地形などの美しい自然環境、これらと調和する歴史的な遺産と生活空間は、小樽が誇る財産であります。私たちは、これらの財産、資源を後世にしっかり引き継いでいかなければなりません。

平成22年度に制定した「小樽市環境基本条例」では、その推進方針となる「環

境基本計画」の策定を規定しておりますことから、平成27年度の計画施行・公表を目指し、所要額を計上いたしました。

また、地球温暖化防止や再生可能エネルギーなど環境保全への関心を高めていくため、北海道ガスの寄附金を活用し、小学生を対象に環境関連施設の見学会や、再生可能エネルギー体験学習に関わる取組もスタートしてまいります。

一方、桃内の廃棄物処分場につきましては、昨年行った地質調査結果などをもとに、次期処分場の規模、施設の在り方を検討することとし、「次期廃棄物最終処分場検討業務費」を計上したところであります。

次にその他の施策について説明申し上げます。

本市では、大正11年8月1日に札幌市など5市とともに北海道で初めて市制を施行して以来、本年で90周年を迎えることとなります。このため、本年8月1日には、市民センター・マリンホールにおきまして記念式典を開催するほか、11月には、90周年記念公開番組として、NHK-B S放送の番組収録を行います。また、この記念事業の一環として、文学館、美術館において特別展を開催してまいります。

市民サービスの向上の面からは、「戸籍事務の電算化」に取り組んでまいります。

既に、多くの自治体が戸籍事務の電算化を実施しておりますが、本市におきましても、平成26年度のシステム稼働を目指して、データベース化に取り組み、事務の効率化や証明書発行のスピードアップを図ってまいります。

また、高齢化や核家族化が進展していく中で、納骨ができず、やむを得ず自宅で保管されている方々などのため、市営中央墓地に合同墓を整備し、本年10月から供用を開始いたします。

市民との協働、市民参加の市政運営の面からは、本市におきましても、少子高齢化が進展する中で、これまでコミュニティの中核として地域活動を支えてきた町会が、担い手不足に陥っているほか、財政面でも厳しい状況となっております。このため、総連合町会への助成を拡大し、地域課題の解決などに向け、町会の自主的・自発的な取組を支援してまいります。

最後に、地域主権改革に関連した小樽市の取組について申し上げます。

平成19年4月にスタートした、いわゆる第二期の分権改革は、地域主権改革関連三法の成立、地域主権戦略の閣議決定のほか、第1次と第2次の地域主権改革一括法の成立など、住民に身近な行政は地域自らの判断と責任で実行できる地域社会づくりが、少しずつではありますが、進みつつあると認識しております。

このうち、昨年公布された地域主権改革一括法は、自治体の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大などを目的とするものであり、関係政省令の改正状況などを見ながら、順次、対応を図っていくものであることから、まずは、関係分として、旅館業法などいわゆる生活衛生関係営業六法や、図書館法などに関連する条例について必要な改正を行い、本年4月1日から円滑な対応を図ってまいります。

次に、今議会に上程された各案件について説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第15号までの平成24年度各会計予算について説明申し上げます。

最初に、本市の平成24年度一般会計予算の主なものについて、前年度との比較で説明申し上げますが、平成23年度当初予算は、「骨格予算」でありましたので、政策的経費などを盛り込んだ第2回定例会補正後の予算との比較とさせていただきます。

まず、歳入についてであります。市税では景気の低迷や固定資産税の評価替えなどにより大幅な減収が見込まれるため、5.4パーセント、7億5,940万円の減収を見込みました。

地方交付税につきましては、地方財政計画上の伸び率などを基本に、本市の特殊事情を勘案しながら積算した結果、臨時財政対策債を加えた実質的な地方交付税では、4.7パーセント、8億6,100万円の増と見込みました。

また、歳出の主なものについて、経費別に申し上げますと、いわゆる義務的経費では、人件費が2.3パーセントの減、扶助費が子どものための手当の減などにより1.4パーセント減となったことなどにより、合計で1.6パーセントの減

となり、歳出合計に占める割合は、前年度を0.5ポイント下回る58.6パーセントと見込みました。

行政経費では、昨年の統一地方選挙費の減などにより、2.6パーセントの減、建設事業費につきましては、新学校給食共同調理場建設事業や高機能消防指令センター整備事業の実施などに伴い、50.3パーセントの大幅な増となりました。

負担金、補助及び交付金につきましては、保育所緊急整備事業費補助金など、臨時的な補助金の減などにより3.9パーセントの減、維持補修費につきましては、除雪費の一部計上留保などにより、13.8パーセントの減、繰出金につきましては、介護保険事業や後期高齢者医療事業分が増となりましたが、下水道事業や病院事業分が減となり、総額では3.9パーセントの減となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業におきましては、一人当たり医療費の増などにより、保険給付費が2.5パーセント増の129億7,267万円となるほか、後期高齢者支援金等も10.8パーセント増の16億2,810万円となりましたが、歳入で前期高齢者交付金や共同事業交付金の増が見込まれることから、保険料の予算総額は1.6パーセント減の27億6,880万円となりました。

介護保険事業では、3年に1度の計画の策定に伴い、これまでの利用実績と今後の利用見込みを勘案し算定した結果、保険給付費は4.8パーセント増の129億1,083万円、介護予防推進のための地域支援事業費は1.5パーセント増の2億56万円となりました。

保険料につきましては、介護給付費準備基金の取崩しを実施し、21.5パーセント増の24億3,819万円と見込みました。

後期高齢者医療事業におきましては、事務費5,207万円、保険料15億993万円及び低所得者等に対する保険料軽減に係る公費負担金4億2,507万円を事業の実施主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」へ支出するものであり、前年度に比べ1億2,258万円の増となっております。これはシステム機器の更改に伴う負担金の増や、保険料率の改定及び被保険者数の自然増に伴

い、徴収する保険料及び保険料軽減分が増となったためであります。

病院事業につきましては、一般会計から交付税措置分を含むルール分として13億1,548万円、公立病院特例償元金償還分として2億6,854万円のほか、やむを得ない措置として平成24年度の収支不足に対する財政支援分としての6,072万円を合わせて16億4,474万円を繰り入れることとし、引き続き経営改善に努めてまいります。

また、新市立病院の関連経費として建設費28億9,536万円を計上し、平成26年度の開院を目指して本体工事に着手いたします。今後とも後志二次医療圏の基幹病院として、質の高い医療サービスを市民に提供し、公立病院としての役割を担ってまいります。

水道事業につきましては、長期的かつ安定的な水の供給を図るため、配水管の更新を進めるとともに、豊倉浄水場や配水池の老朽化した施設の更新を行うほか、清風ヶ丘配水槽の移設工事を引き続き実施してまいります。また、平成23年度に廃止を決定した奥沢ダムの跡地利用につきましては、創設水道であったことを後世に伝えるとともに、市民に親しまれる施設となるよう検討してまいります。資金収支の見通しは、平成24年度末におきましても引き続き資金余剰となる見込みであり、今後とも給水収益に見合った効率的な事業運営を行うとともに、市民サービスの向上に努めてまいります。

下水道事業につきましては、処理場やポンプ場の機械・電気設備などの老朽化した施設の更新を進めるとともに、銭函地区などの污水管の整備を実施してまいります。資金収支の見通しは、平成24年度末におきましても引き続き資金余剰となる見込みであります。今後の事業運営に当たりましても、効率的な経営の下、健全な運営を確保するため、一層の企業努力に努めてまいります。

産業廃棄物等処分事業会計につきましては、平成23年度と比べてがれき類等の搬入量が増加しており、営業収益は増となりますが、燃料費の増加などにより、営業費用も増となりますことから、平成24年度の収益的収支におきましては、損失が見込まれます。

以上の結果、平成24年度の財政規模は、一般会計では565億4,652万2,000円、特別会計合計では357億5,751万4,000円、企業会計合計では252億7,221万5,000円、全会計合計では1,175億7,625万1,000円となり、前年度予算と比較いたしますと、一般会計は0.8パーセントの減、特別会計は4.6パーセント、企業会計は7.3パーセントそれぞれ増となり、全会計では2.5パーセントの増となりました。

また、財政の健全化に向けた、新たな計画につきましては、今議会でお示しする予定でありましたが、先ほど申し上げましたように、市税収入の落ち込みが予想を大きく上回り、また、本市におきましても各種医療費をはじめとした社会保障関係費の自然増には相当のものがありますが、「社会保障と税の一体改革」の先行きなど国の動向が不透明な状況の中にあつて、中・長期的な収支を見通すことが難しい状況となりました。

ただし、このままでは、平成25年度予算におきましても、平成24年度と同程度、あるいはそれを上回る財源不足が見込まれます。

そのため、平成24年度の早い段階から、改めて事務事業の見直しによる事業の厳選・選択や、平成25年度が見直し時期となる使用料・手数料の検討に着手し、行財政改革を加速しなければならないと考えております。

このような課題を整理し、計画をどのように組み立てるか、今一度練り直す必要がありますことから、今議会への提出は見合わせることにいたしました。

次に、議案第16号から議案第25号までの平成23年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第16号につきましては、除雪費において不足が見込まれるため、所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第17号から議案第25号までの主なものとしましては、一般会計では、まず歳出におきまして、国の補正予算に関連して、防災行政デジタル無線整備事業費及び小中学校校舎等の増築や耐震補強及び大規模改造事業費を繰越明許費として計上するとともに、子ども手当経費及び石狩湾新港管理組合負担金の

市たばこ税の税率を改定するものであります。

議案第30号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、登録原票の写し等の交付に係る手数料を廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第31号 知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第32号 こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案につきましては、障害者自立支援法等の一部改正に伴い、子ども発達支援センターの行う事業を児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援並びに障害児相談支援とするとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第33号 旅館業法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、旅館業法の一部改正等に伴い、旅館業の衛生上必要な措置、施設の構造設備の基準等について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第34号 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、公衆浴場法の一部改正に伴い、公衆浴場の設置場所の配置の基準、衛生上必要な措置の基準等について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第35号 興行場法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、興行場法の一部改正に伴い、興行場の設置の場所及び構造設備の基準並びに営業者の講ずべき衛生に必要な措置の基準について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第36号 理容師法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、理容師法の一部改正等に伴い、理容業の衛生上必要な措置の基準等について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第37号 美容師法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、美容師法の一部改正等に伴い、美容業の衛生上必要な措置の基準等について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第38号 クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例案につきまし

減額や退職手当の増額を計上したほか、所要の補正を計上いたしました。

歳入におきましては、市税、地方消費税交付金及び繰入金を減額し、市債について増額計上したほか、所要の補正を計上いたしました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに8億6,866万8,000円の増となり、財政規模は、593億7,086万円となりました。

次に、特別会計及び企業会計の主なものについて説明申し上げます。

国民健康保険事業及び介護保険事業では、それぞれ保険給付費の増額等に伴う所要の補正を計上し、病院事業では、退職給与金の増などを、水道事業では、奥沢ダム廃止に伴う費用及び退職給与金の増などを、また、下水道事業では、退職給与金の増に伴う所要の補正を計上いたしました。

次に、議案第26号から議案第52号までについて説明申し上げますが、議案第33号から議案第38号及び議案第42号から議案第45号までにつきましては、いずれも地域主権一括法による関係法律等の一部改正に伴うものであります。

議案第26号 職員倫理条例案につきましては、平成23年10月に策定した小樽市職員の倫理向上に向けたコンプライアンス推進方策に基づき、再発防止策の一環として法令遵守徹底の観点から新規に条例を制定するものであります。

議案第27号 職員給与条例の一部を改正する条例案につきましては、行政職給料表適用者の給料月額について、付則別表の適用による独自削減に替え、職務の級に応じた減額率による独自削減を実施するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に関し、雑損控除額等に係る東日本大震災による災害関連支出の対象期間を延長する規定を整備し、均等割税率の特例について定め、及び分離課税に係る所得割額の特例を廃止するとともに、税源移譲に伴う



ては、クリーニング業法の一部改正に伴い、営業者の講ずべき措置の基準について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 39 号 墓地及び火葬場条例の一部を改正する条例案につきましては、合同墓の設置に伴い、新たに使用料を設定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 40 号 介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率を定めるものであります。

議案第 41 号 屋外広告物条例案につきましては、北海道からの権限移譲に伴い、屋外広告物についての必要な規制を設けることにより、小樽らしい良好な都市景観の形成を図るため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 42 号 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例案につきましては、景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 43 号 市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、公営住宅法の一部改正に伴い、同法において廃止される入居者資格に係る同居親族要件を、現行の入居者資格を継続するため条例に規定するものであり、また併せて、道営住宅若竹団地 1 号棟及び 3 号棟の事業主体を北海道から小樽市に変更し、両棟を市営住宅とするほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 44 号 市立小樽図書館条例の一部を改正する条例案につきましては、図書館法の一部改正に伴い、協議会委員の任命の基準について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 45 号 総合博物館条例等の一部を改正する条例案につきましては、博物館法の一部改正に伴い、協議会委員等の任命の基準について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 46 号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、危険物の規制に関する政令の一部改正に伴い、危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に係る経過措置を設けるものであります。

議案第47号 消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査手数料を設定するものであります。

議案第48号 過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、計画の一部を変更するものであります。

議案第49号 市道路線の認定につきましては、幸東22号線ほか5路線を認定するものであります。

議案第50号 市道路線の変更につきましては、桜8号線の終点及び和宇尻中央線の起点をそれぞれ変更するものであります。

議案第51号 工事請負変更契約につきましては、長橋中学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

議案第52号 工事請負変更契約につきましては、桜町中学校校舎耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を締結するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。